

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 高橋 孝眞

- 1 日時
平成 27 年 10 月 16 日（金曜日）
午前 10 時開会、午後 2 時 31 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋孝眞委員長、田村勝則副委員長、佐々木順一委員、高橋元委員、
菅野ひろのり委員、嵯峨耆朗委員、川村伸浩委員、渡辺幸貫委員、高田一郎委員、
吉田敬子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
柳原担当書記、藤平担当書記、田口併任書記、眞島併任書記、筒井併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、工藤技監兼県産米戦略室長、上田副部長兼農林水産企画室長、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、
五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、
佐藤競馬改革推進室長、高橋理事心得、高橋参事兼団体指導課総括課長、
黒田農林水産企画室特命参事、中村農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、菊池団体指導課指導検査課長、伊藤流通課総括課長、
前田農業振興課総括課長、菊池農業振興課担い手対策課長、
高橋農業普及技術課総括課長、鷲野農村計画課企画調査課長、
伊藤農村建設課総括課長、高橋農産園芸課総括課長、松岡農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、村田畜産課振興・衛生課長、佐々木林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課漁港課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監、星野県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 委員席の変更について
 - (2) 議案の審査

- ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)
- イ 議案第3号 平成27年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算(第1号)
- ウ 議案第4号 平成27年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)
- エ 議案第5号 平成27年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)
- オ 議案第6号 平成27年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)
- カ 議案第9号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第10号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第11号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第36号 大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- コ 議案第37号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第38号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第39号 山田漁港海岸防潮堤(第2工区)災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○高橋孝眞委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの正副委員長の互選に伴い、委員席をただいま御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

次に、議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産費、第11款災害復旧費、第3項農林水産施設災害復旧費及び第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2及び3、2変更中1から4まで、議案第3号平成27年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算(第1号)、議案第4号平成27年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)、議案第5号平成27年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)、議案第6号平成27年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)、議案第9号農業関係の建

設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第 10 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて並びに議案第 11 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 8 件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○上田副部長兼農林水産企画室長 それでは、農林水産部の補正予算案について御説明申し上げます。

議案（その 1）ですが、議案第 1 号平成 27 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）であります。当部の補正予算は 5 ページです。第 1 表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、6 款農林水産業費の補正予算額 34 億 9,428 万円と、6 ページをお開き願ひまして、11 款災害復旧費、3 項農林水産施設災害復旧費の補正予算額 8 億 2,260 万 8,000 円を合わせまして 43 億 1,688 万 8,000 円を増額しようとするものです。

今回の補正ですが、東日本大震災津波からの復旧復興の進捗に伴う補正のほか、国庫補助事業の内示等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

予算に関する説明書 44 ページをお開き願ひます。6 款農林水産業費、1 項農業費であります。まず、1 目農業総務費の主なものであります。説明欄の一つ目、管理運営費は、当部所管の県有未利用資産の処分に係る測量等に要する経費を増額しようとするものであります。2 目農業金融対策費の農業改良資金等特別会計繰出金は、前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。3 目農業改良普及費の農山漁村いきいきチャレンジ支援事業費ですが、地域食文化の発信研修や農業助手セミナーの開催などに要する経費を増額しようとするものであります。4 目農業振興費の主なものであります。説明欄の上から一つ目、日本一の美味しいお米の国づくり推進事業費は、県オリジナル新品種の早期ブランド化に向けた PR 経費などを増額しようとするものであり、上から二つ目の農業経営基盤強化促進対策事業費補助は、前年度の機構集積協力金交付事業費の確定に伴ひまして、農地中間管理事業等促進基金に残額が生じたことから、今年度の交付に要する経費を増額しようとするものであります。

45 ページをお開き願ひます。5 目農作物対策費の鳥獣被害防止総合対策事業費補助は、農作物被害の一層の低減を図るため、鹿などの侵入防止柵設置等の整備や被害防止活動に対する支援を強化しようとするものであります。

47 ページをお開き願ひます。2 項畜産業費であります。2 目畜産振興費の説明欄の一番下、畜産競争力強化整備事業費補助ですが、地域の中心経営体が整備する家畜飼養管理施設等につきまして、新規地区の追加などに要する経費を増額しようとするものであります。

4 目家畜保健衛生費の説明欄の一番下、県南家畜保冷保管施設整備事業費ですが、県の死亡牛の B S E 検査に係る家畜保冷保管施設と県南地区の地域保管施設を一体的に整備するため、地域保管施設の建築に要する経費を追加しようとするものであります。

49 ページに参ります。3 項農地費ですが、2 目土地改良費のうち農林水産部関係は国庫補助金等の内示や事業実施地区間の調整等に伴いまして、所要額を補正しようとするものであります。説明欄の下から二つ目、活力ある中山間地域基盤整備事業費補助は、県単独の新規事業です。これは、中山間地域における人口減少に歯どめをかけ、活力ある中山間地域をつくり上げるため、高収益作物の導入や農作業の効率化に向けた簡易な基盤整備に要する経費を補助しようとするものであります。3 目農地防災事業費の説明欄の上から三つ目、農用地災害復旧関連区画整理事業費ですが、生産性、収益性の高い農業の実現のため、東日本大震災津波により被災した農地と、その周辺の農地と一体的な整備に要する経費を増額しようとするものであります。

51 ページをお開き願います。4 項林業費であります。1 目林業総務費の林業・木材産業資金特別会計繰出金ですが、前年度からの繰越金の確定に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。2 目林業振興指導費の説明欄の四つ目、きのこ原木等処理事業費補助ですが、露地栽培原木シイタケの出荷制限地域内における生産再開に取り組む生産者増加に伴いまして、落葉層の除去などの生産環境整備に要する経費を増額しようとするものです。また、二つ下の森林整備加速化林業再生事業費ですが、平成 26 年度で終了予定だった森林整備加速化林業再生基金事業の実施時期が延長されたことから、間伐等森林整備里山再生対策事業費補助により、搬出間伐の実施に要する経費を追加するほか、同基金積立金では、平成 26 年度の使途事業費の確定に伴う基金への戻し入れを行おうとするものであります。

52 ページをお開き願います。6 目治山費の説明欄の二つ目、県単独治山事業費は、国の治山事業の対象とならない荒廃した林地の復旧や治山施設の維持補修等に要する経費を増額しようとするものであります。

53 ページに参りまして、5 項水産業費であります。1 目水産業総務費の説明欄の一つ目、管理運営費ですが、沿岸市町村が復興交付金事業で造成した漁業集落の宅地や久慈市冷凍水産加工協同組合が国庫補助事業で復旧した残滓処理施設の財産処分などが生じたため、国庫補助金等の返還金を増額しようとするものであります。次の沿岸漁業改善資金特別会計繰出金ですが、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。次に、10 目漁港漁場整備費の説明欄の三つ目、漁港施設機能強化事業費ですが、災害復旧事業と連携いたしまして、地盤沈下した漁港施設用地のかさ上げや避難等の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

73 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 目農林水産施設災害復旧費であります。5 目漁業用施設災害復旧費の漁業用施設災害復旧事業費補助は、漁業用施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。6 目漁港災害復旧費の説明欄の一つ目、

漁港災害復旧事業費は、漁港、海岸保全施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。議案（その1）7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正の1追加の表であります。当部所管に係るものは事項欄の漁港施設機能強化事業と海岸保全施設災害復旧事業2件であります。これは東日本大震災津波に係る復興復旧工事に関しまして、事業計画の見直しなどにより新たに平成27年度から翌年度以降にわたって施行される工事について、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

8ページをお開き願います。2変更の表であります。当部所管に係るものは事項欄小水力等再生可能エネルギー導入推進事業から漁港災害復旧事業までの4件であります。いずれも平成27年度から翌年度以降にわたって施行される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明を申し上げます。14ページをお開き願います。議案第3号平成27年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第1号）についてですが、歳入歳出それぞれ7,325万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,756万3,000円とするものであります。

15ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、16ページに参りまして、歳出の1款農業改良資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴い、国への償還金及び一般会計への繰出金を減額しようとするもの等であります。

2款就業支援資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を貸付費及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

17ページをごらん願います。議案第4号平成27年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,854万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,867万9,000円とするものであります。

18ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定及び立木処分による諸収入の増額のほか、森林整備加速化林業再生基金等からの繰り入れによる増額補正であります。

19ページです。歳出の1款県有林事業費ですが、前年度繰越金の確定に伴い、県営林造成基金への積立金を計上するほか、県行林造造成事業等の分収交付金及び広葉樹林の更新伐等に要する経費を増額しようとするものであります。

20ページをお開き願います。議案第5号平成27年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）についてです。歳入歳出それぞれ1,945万円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,100万2,000円とするものであります。

21ページです。第1表歳入歳出予算補正ですが、歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、22ページに参りまし

て、歳出の1款林業・木材産業改善資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴い繰越金を貸付費及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

23 ページをごらん願います。議案第6号平成27年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出それぞれ1,989万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,879万5,000円とするものであります。

24 ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

25 ページです。歳出の1款沿岸漁業改善資金貸付金ですが、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を貸付費及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明を申し上げます。33 ページをお開き願います。議案第9号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農村地域防災減災事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、35 ページをごらん願います。議案第10号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは基幹水利施設ストックマネジメント事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

36 ページをお開き願います。議案第11号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは水産物供給基盤機能保全事業及び漁港施設機能強化事業のそれぞれにつきまして、水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨亮朗委員 予算に関する説明書の5目農作物対策費、鳥獣被害防止総合対策事業費補助について、増額補正ですけれども、ことしはどのような状況なのか御説明願いたいと思います。

もう一つ、きのご原木等処理事業費補助について、原木処理が進んでいるのでしょうかけれども、価格は今どういう状況になっているのか御説明願いたいと思います。

○菊池担い手対策課長 ことしの鳥獣被害の状況と、それに係る予算の状況について御説明したいと思います。

鳥獣の被害につきましては、昨年度までの状況が確定しており、鳥獣害全て合わせて被害金額が4億6,400万円ということで、前年度に比べ4,000万円ほど減額となっております。しかしながら、依然として高い額で推移していきまして、内訳を見ますとニホンジカ

の被害が約 55%と半分以上を占めており、その対策が課題となっています。

また、近年ふえておりますハクビシンにつきましては、まだ額が出ていないのですけれども、拡散していることを受けまして、県内の全市町村で鳥獣被害の防止計画を定めまして、対策に当たっております。鳥獣被害対策の予算措置状況ですけれども、全県で昨年度に比べ、みんなで守りましょうという推進事業につきましては、要望額に対し 100%の予算、それから防護柵などに対する事業につきましては、約 89%の事業費となっております。捕獲につきましては、全県で 58%となっておりますけれども、県の猟友会が一括して鹿などを駆除するほうに予算を振り分けまして、全体とすれば前年並みの捕獲の予算となっております。

○**佐々木林業振興課総括課長** 原木シイタケの価格についてお尋ねがあったところですが、干しシイタケの価格で申し上げますと、平成 26 年の価格で 1,991 円でした。被災前の平成 22 年と対比すると 44%ぐらいの価格です。今年度に入りまして、市場価格は回復傾向にありまして、7 月末の入札会では、平成 22 年を上回る平均で 5,615 円という価格も出ております。

○**嵯峨耆朗委員** きのこについては、いい傾向だなと思います。

鳥獣のことですけれども、去年の状況は先ほど御説明いただきましたが、増額しているということは、これまでの傾向でいいのですけれども、ことしはどうなのか。

あと、久慈地区は熊が出る場所なのですけれども、熊は賢いんですね。防護柵がありますが、もちろん効果はあるのでしょうかけれども、かなり土を掘って行って、そこから入ってくるといった例があるそうですが、その点はどう把握しているのかと思っています。

米のことですけれども、農業振興費について、きょうも試食という話でしたが、これはいつ売り出すのですか。例えば三つ売り出して、それぞれ名前をつけているのかお知らせ願いたいです。

○**菊池担い手対策課長** ことしの鳥獣被害の状況ですが、被害調査はまだやっていないのですけれども、捕獲の状況を御説明させていただきたいと思います。

鹿につきましては、現時点で、ことし各市町村が定めた計画のとおり、4,000 頭に足りないぐらいの捕獲が行われておりまして、この後、県猟友会の捕獲を合わせまして 1 万頭以上の捕獲を目標に進めているところです。

それから、熊の対策につきましては、電気柵での対策が主になるかと思いますが、熊、鹿、イノシシ、それぞれ電気柵の張り方に特徴がありまして、熊が鼻に電気柵が当たってびっくりして逃げるといった形で防護するのですけれども、設置の高さが違ったりしますと、鼻が当たらずに掘ってしまうということがありますので、電気柵の設置につきまして、対象の鳥獣ごとに適切な指導をしながら的確に防護できるようにしていきたいと思っております。

○**星野県産米戦略監** オリジナル新品種の発売ですけれども、岩手 107 号につきましては、平成 28 年の秋からです。名称につきましては、11 月下旬に決定して発表することになり

ます。岩手 118 号につきましては、平成 29 年の秋に出荷予定で、名称につきましては平成 28 年 10 月ごろに決定したいと考えています。

○**嵯峨孝朗委員** ありがとうございます。ことしも楽しみにしています。

あと鳥獣ですけれども、捕獲はいいのですけれども、被害状況はどうなっているかお聞かせ願えたらと思います。

それと、漁港漁場整備費のところ、地盤沈下の予算が相当出ていますけれども、宮城県のほうに行くと、地盤沈下に対応して高くしたら、今度は逆に水面が下がった、隆起したのか、むしろ船との距離が高くなって、荷揚げするとか、人の上がり下がりが大変だという事例があるやに聞いていますけれども、岩手県ではどうなのでしょう。

○**菊池担い手対策課長** 鳥獣によります被害状況は、平成 27 年度につきましては、現在調査中でありますので、市町村からの報告を待ち、年度末にまとめる状況になっております、平成 25 年度と平成 26 年度の比較で申し上げたいと思います。

平成 25 年度につきましては、全体で 5 億 600 万円ほどの被害額に対しまして、平成 26 年度は 4 億 6,400 万円ほどとなっております、平成 21 年度から昨年度まで、ほぼ 4 億円から 5 億円ぐらいの間で推移している状況です。

内訳ですけれども、ニホンジカが、平成 25 年度は 2 億 9,100 万円ほど、平成 26 年度が 2 億 5,600 万円、3,200 万円ほどの減少になります。

また、熊につきましては、平成 25 年度が 5,400 万円、平成 26 年度が 5,000 万円、こちらも 400 万円ほど減少しています。

○**藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長** 東日本大震災後の地盤の変動については、一般的に岩手県は宮城県ほど大きく隆起していません。平成 27 年 2 月に公表された国土地理院の調査結果によりますと、震災直後からその後の地盤変化の状況は、大船渡市では 19 センチメートル隆起、山田町では 2 センチメートル沈下、岩泉町では 11 センチメートル沈下ということで、地盤変化は各地で見られるところです。

それから、漁港について、潮位から既設の高さを測量したこともありまして、5 センチメートル内外の差はありましたが、大きな隆起または沈下は見られていません。今後も引き続き、国土地理院の観測結果を見ながら、地元漁業者と連絡を密にして、もし漁業活動に支障を来すようであれば、岸壁へはしごを設置するなど検討してまいりたいと考えています。

○**渡辺幸貫委員** 今、日本一おいしいお米の話がありました。この県産米品質向上対策費補助というのは、具体的には何なのか、まずそれを聞きたいと思います。

○**星野県産米戦略監** 食味向上対策は、新品種の岩手 107 号、岩手 118 号、さらにひとめぼれなどの食味向上を図るために食味計の導入に対して補助するもので、事業主体は農協を想定しています。

○**渡辺幸貫委員** 食味計ですか。少しイメージが違ったと思ったものだから、それはそれでいいのですけれども、さきほど、新しい売り方は平成 28 年 11 月と平成 29 年の秋だとい

う話がありました。一般質問のときも 100 ヘクタールぐらいやるという答弁がありました。岩手 107 号は何年に何ヘクタールつくる、岩手 118 号は何ヘクタールつくる、これぐらいの量がとれるから名前をつけて売れるのだという具体的な工程、数字を挙げながら説明してください。

○**星野県産米戦略監** 岩手 107 号につきましては、平成 28 年度にスタートし、100 ヘクタールで 500 トン、2 年目には 600 ヘクタールで 3,000 トン、3 年目には 1,000 ヘクタールで 5,000 トン、さらに平成 32 年には 2,000 ヘクタールで 1 万トンの予定です。岩手 118 号は 1 年おくれになりますので、初年度の平成 29 年度は 100 ヘクタールで 500 トン、2 年目は 600 ヘクタールで 3,000 トン、3 年目は 1,000 ヘクタールで 2,000 トンです。それで、この量を生産者のほうでしっかり吟味していただいて、いいものを出すことによって価値を高めたいと考えていますので、米専門店、百貨店、高級料亭といったところに、つくり込んだお米でもって出荷してブランドを高めたいという考えです。

○**渡辺幸貫委員** 最初 100 ヘクタールで、次は 600 ヘクタールという量のふえ方ですね。米というのは、最初 100 ヘクタールやったら、次は 2,000 ヘクタールでも 3,000 ヘクタールでも種が随分できてくるのだと思うのです。なぜ 100 ヘクタールの次が 600 ヘクタールにいかなければならないのですか。

○**星野県産米戦略監** 実際に平成 29 年に植える部分については、平成 27 年度時点で原種、原原種の部分が決まっておりますので、そういう作付計画でやろうとしています。実際に原原種をつくって、さらに原種をつくって、それで採種圃でつくっていくのですけれども、原原種の時点でかなり吟味しますので、収量に差がでますし、原種のときにもさらに収量に差がでますので、一般的に県の平均に対して 533 キログラムで割るのですけれども、原原種なり原種をつくる際には、やっぱり 300 キログラム、400 キログラムのところで見えていますので、そういう計算になります。

○**渡辺幸貫委員** この原原種なり原種がいいとすれば、知事に言わせれば、超うまいということですから、それなら最初から原種なり原原種をふやしていかなければならないのです。それが採種圃にどんどん行くようにふやしていかなかったら、いつも同じような数字で、ちっともふえていきません。ふえる工夫はないのですか。

○**星野県産米戦略監** 今、平成 32 年までの計画をつくってしまして、先ほどお話ししたとおりの面積になるのですけれども、採種圃のほうで収量を若干低目に見ていますので、ある程度の増量は可能だと考えています。

それから、大胆に何倍にもなるという計画は、無理な状態になっております。

○**渡辺幸貫委員** 他の産地は今のような進め方をして、そういう少ない数字でふえていつているかということを検討したことはありますか。もっと量が一気にふえていったと思うのです。そうでなかったら、山形県であんなに新しい品種が出てきません。その原原種から原種になって採種圃に行くというふやし方は、例えばつや姫やゆめぴりかなど、他の産地と比べたことはありませんか、それに対してどう思っていますか。

○**星野県産米戦略監** ゆめぴりか、つや姫の出荷について検討していきまして、ゆめぴりかにつきましては、幸い適地が9万5,000ヘクタールあると聞いていきまして、初年度は3%の大体2,900ヘクタールと聞いています。つや姫につきましては、初年度は4万7,000ヘクタールの栽培適地の中で、60ヘクタールからスタートしてまいります。山形県の取り組みを分析しますと、やはり過剰感を出すと値崩れを起こす可能性があるという話なので、全国的につや姫を広げているのですけれども、全国的なつや姫の中でも山形県のつや姫が一番いい値段をとるために、生産者が吟味して、値崩れしないように関係者と相談しながら数量を決めたと聞いてまいります。

○**渡辺幸貫委員** 要するに、こちらが伸ばすというよりも、比較して遅いのではないですかということをおっしゃっているのです。

○**星野県産米戦略監** 確かに出だしが少ないのですけれども、3年目くらいになると栽培適地の比率からいけば大体同じくらいになると見てまいります。そもそもの面積が違うのですけれども、比率としては大体同じです。

○**工藤技監兼県産米戦略室長** 通常種の生産の過程は、今、県産米戦略監からお話ししたとおりです。ただ、当方とすれば、できるだけ早く市場に出す。これは生産者のニーズ、期待にも応えるし、市場の評価を早く得ていきたいということで、今まで農業研究センターで1年短縮して種を生産させて、一般農家に出すような仕組みとしています。ですから、市場に出すのは、通常より1年早く動いているということで、種の量に制限があります。その中で、最大限の取り組みをさせていただいているということですので、御理解願いたいと思います。

○**高橋元委員** きのこ原木等処理事業費補助についてお伺いしたいと思います。

まず、原木シイタケの出荷制限についてなのですが、解除と一部解除がありますけれども、現状では、全体で解除がどのくらいあって、一部解除になっているのがどの程度の割合かということ。

それから、市町村単位での解除とか一部解除なのですが、一部解除のところはどのくらいで、あるいは割合にしてまだ1割程度なのか、あるいはほぼ全体解除に近い状況なのか。

それから、4年7カ月経過しているのです、生産農家もどんどん減ってきて、賠償金をいただいてもつくる意欲がない、そんな気がしているのですが、生産農家の原木しいたけに対する生産意欲をどう捉えているのか、今後の見通しも聞きたいと思います。

○**佐々木林業振興課総括課長** まず、出荷制限についてですが、県内の13市町において出荷制限がかかっている状況です。そのうちの10市町で一部解除が得られているということで、生産者の数で申し上げますと、出荷制限を受けている地域の生産者が1,000人ぐらいいるうちの92の方が一部解除を受けて生産をされているということです。

それから、今後の見通しですけれども、県といたしましては、原木ほだ木の検査でありますとか、生産されたしいたけの検査をしっかりとやって、国とも協議を行って、できるだけ早い時期に解除の方を多くしていくことに努めています。

それから、生産者の方の意欲を維持していくためにどうするかということがありまして、一つには生産側で申し上げれば、指標値を超過したような原木を片づけるとか、はねかえり防止のシートを敷いて、放射線量が上がらないようにするといった部分のほだ場の環境整備の取り組みがあります。あとは対外的なところで申し上げると、本県産のしいたけが安全ということを消費者や流通関係にアピールするという情報が生産者の方にも伝わっていくと、何とか頑張っってやっていこうという思いを持っていただけるのではないかと取り組んでいるところです。

○高橋元委員 一刻も早く解除していただいて、普通に生産できるように取り組みをお願いしたいと思います。あとは原木の手当てについて、いろいろな面で苦勞されているように聞いておりますが、この状況を教えていただきたいと思います。

それから、市場の関係ですが、最近では5,615円ですか、かなりいい形で回復してきているように思うのですが、これは一過性のものではなくて、今後とも同じような値段、さらには震災前の値段まで回復できるのかどうか、その辺の見通し。それから、今、流通関係の方々にいろいろアピールしているというお話でしたけれども、もう少し踏み込んだ取り組みがあってもいいような気がするのですが、何か考えていましたら、お伺いしたいと思います。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、原木の確保ですが、ことしの春の植菌用の原木につきましては、地元での調達に困難な地域における生産者の供給希望を県で取りまとめたしまして、岩手県森林組合連合会を中心とする関係団体の協力のもとに、およそ6万本の供給を完了したという状況です。平成28年度の春の植菌の見込み等につきましても、そういった生産者の供給希望をお聞きしながら取り組みを進めているところです。

それから、7月から8月にかけて、JR盛岡駅において、岩手の乾しいたけフェアで、盛岡駅、その周辺のレストランや食堂の御協力をいただきまして、県産のしいたけを食材に使っていただくという取り組みをやっています、そういった形で消費拡大に向けた取り組みをしています。

価格の見通しですが、7月の入札会で価格が高くなったと申しあげましたけれども、その背景には流通業者の在庫が少なくなったということも要因の一つに挙げられているようですので、今後は、現時点でこの時期にはこのぐらいというのはなかなか申し上げにくいところではありますけれども、傾向とすれば回復傾向にあるというところで捉えています。

○高田一郎委員 13市町村の中で一部解除になった生産者が92人というお話がありました。これは、再開に意欲を持っている方々が1,000人中92人なのか、再開に意欲を持っている方々が1,000人で、そのうち92人ということでしょうか。

それから、4年7カ月たった生産の再開状況ですが、震災前の生産農家がどの程度あって、そして再開に向けて意欲を持って取り組もうとしている方々がどの程度なのか、その現状を示してください。

○佐々木林業振興課総括課長 県内で原木しいたけを生産されている方が大体1,600人い

らっしゃいます。そのうち出荷制限を受けている区域で生産されている方が大体 1,000 人で、そのうちの大体 300 の方が生産再開に意欲を持っているというところで、そのうちの 92 人が一部解除を受けている方ということです。

○高田一郎委員 そうしますと、高齢化も含めてだと思えるのですけれども、7割ぐらいの方々が原発被害によって、再開を断念するというところもあるわけですが、農家からは、生産再開を断念せざるを得ない状況になったために不必要となった生産資材の処理とか、廃業にかかわるさまざまな賠償をしてほしいという声も出ております。

それから、広葉樹の立木がほだ木として活用できないために、パルプ材としての販売を余儀なくされている方々もいらっしゃいます。ほだ木として販売できなかったために失われた収入に対する賠償も必要だという訴えもあります。これに対して、県はどのような対応をされているのかお聞きいたします。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、東京電力の賠償の考え方としては、原発事故によって影響を受けたということによって利益が失われたとか、そういう部分についての補償をするというのが基本と捉えているところです。

それから、シイタケ原木をチップ材に転用した場合ですが、一関市議会で、東京電力に對しまして立木補償を要望する動きがあると承知しているところです。これは、1 キログラム当たり 50 ベクレルという制限ありますので、本来シイタケ原木に使える林をやむを得ずチップ材に転用した場合に、売る価格がどうしても下がってしまうことから、その価格差について、損害賠償を求めているというところです。これについて、東京電力では、県から原木林の利用自粛要請があつて、チップに転用したことによって減収があつた場合は、営業損害として賠償する考えであることは承知しているところです。県とすれば、東京電力の考え方を確認しながら、それから生産者の御意向もお聞きしながら、営業補償の可能性についてはしっかりと情報収集をやっていきたいと考えています。

○高田一郎委員 立木の賠償価格差の対象については、東電のほうは対象になるという理解でよろしいのですね。

それと、生産再開を断念せざるを得なかったことによる生産資材等の廃棄に係る賠償は対象になるのですか。福島県では対象になるけれども、岩手県では対象にならないと聞いていますけれども、岩手県でも福島県でも被害を受けたのは同じわけですから、当然対象になるべきだと思いますけれども、県としてはどういう認識なのかお伺いします。

○佐々木林業振興課総括課長 立木補償ですけれども、一関市の事例で申し上げますと、しいたけ原木林を自粛要請に基づいて転用した場合は、減収について営業損害として補償する考え方ですが、一方でシイタケ原木林そのものが立木の状態で賠償対象になるかということで申し上げますと、福島県については対象になるというお話がありますけれども、東電では、それ以外の都道府県は、現時点で白紙ということで見ているところです。

それから、廃業した場合の賠償ですけれども、東電とすれば、実際に生産を行っている方が減収になる部分については賠償する考え方ですが、廃業した場合については、賠償の

対象にはしていないというところですが。

○高田一郎委員 それは東電の対応についての答弁だと思うのですが、同じ被害を受けて廃業せざるを得なかったというのは、岩手県も福島県も同じなわけでありますから、当然県として対象の事案にしていくべきだと思うのですが、その点の県の対応についてお聞きしたい。

もう一つ、生産再開の意欲を燃やしている方々に対する支援なのですが、原木の確保の問題について、平成27年産については、要望どおり対応できたと思うのですが、これは毎年対応していかなければならないし、また植菌をする時期にきちっとした原木を確保しなければ生産にも大きな影響を与えるわけですが、来年以降の原木確保の見通しをしなければ、生産者も前向きに取り組むことはできないわけですから、この点について対応を示してください。

もう一つ、一関市で起きている問題は、一関地方森林組合が管理保管している放射能に汚染されたしいたけが2万4,000トンあると聞いていますが、これは倉庫に積んだまま4年7カ月もたっているという状況です。これから生産が再開されてきますと、しいたけを保管しなければならぬので、この対応で困っているわけです。この現状を県としては理解しているのでしょうか、そしてこれからどういう対応をされようとしているのか、その点についてお伺いいたします。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、生産を廃業した場合に損害賠償の対象にすべきということについてですが、県とすれば今まで東電とのやりとりの中で考え方を確認しながら、賠償請求を進めてきているところであります。その中では、東電とすれば賠償の対象にはならないという話を聞いている状況です。

それから、原木確保の見通しですが、できれば地域内で調達ができることが一番いい状態と考えているところでありますが、県南部については原木の指標値であります、1キログラム当たり50ベクレルを超えるものが多くて、すぐに活用するのがなかなか難しい状況にあります。今年度の春のしいたけ原木については関係団体の御協力をいただいて、約6万本を確保したということですので、そういった取り組みを今年度からやっているわけですが、来年度以降もしっかりとやって、毎年度生産者が必要とする原木を確保していきたいと考えています。

それから、一関市で基準値を超過したしいたけの保管につきましては、県といたしましても、保管庫がいっぱいになっていて、新たに生産したものを入れたくても入れられないという状況であるということをお聞きしているところです。一関市では、新たな保管庫の設置費用についても東電に賠償という形でお求めになるという話もお聞きしているところですが、東電では既存施設の基準値を超過したしいたけを搬出すれば、その施設は利用再開が可能だという論法で、賠償については認めていないと聞いているところです。

○高田一郎委員 一関地方森林組合が管理している低温貯蔵施設に2万4,000本あるわけ

ですけれども、これから生産された干しシイタケを置く場所がないと困って、新しい施設の建設を求めているのですが、現場はなかなか焼却処理もできないし、新たな保管場所もないということで、そういう問題が起きておりますので、県としてもしっかり対応していただきたいと思います。

県南地方はシイタケ生産の産地になっておりますけれども、自分の山の立木で、低コストで生産をしてきたということが大きな産地の形成につながってきていると思うのです。やはり将来的には自前でほだ木が確保できるような広葉樹林の再生対策にも力を入れて取り組んでいかなければならないと思うのです。その点について、県としてどのような対応をしようとしているのか、お伺いします。

○佐々木林業振興課総括課長 保管されているしいたけの処分につきましては、住民の御理解も必要だと思いますので、その点も含めて、市町村にその処分が進むようお願いをしているところです。

それから、コスト的には、できるだけ生産場所の近くの原木のほうが望ましいというのはおっしゃるとおりです。それにつきましては、広葉樹林のシイタケ原木、広葉樹林のモニタリング調査をやっておりまして、その中で定期的に空間線量率の定点測定でありますとか、原木の放射性物質の濃度分析といったような状況を確認する作業をやっておりますので、その中で数値が下がってくるということになれば可能性が開けてくるのではないかと考えているところです。

○阿部森林整備課総括課長 シイタケ原木林の再生についてです。県では、県南地域の汚染された地域で、広葉樹林再生実証事業というものを行っております。これは、広葉樹林を伐採して、その後、萌芽更新を行うという再生に向けた取り組みです。その後、この萌芽種の放射性物質濃度の経年変化を調査して安全性を実証していこうというもので、伐採については平成29年まで、経年変化については平成32年まで調査を続けようと考えております。これによりまして、原木林の安全性が確保できるものと考えております。

○菅野ひろのり委員 大きく2点質問させてください。

まず1点が、畜産振興費です。畜産競争力強化整備事業費補助について、家畜飼養管理施設等と思っておりますが、具体的にどのような家畜を示し、どのような施設を建設するものであり、どのような効果を期待するものかということをお教えください。

次に、土地改良費についてです。活力ある中山間地域基盤整備事業費補助について、5,000万円ほどということですが、全体の土地改良費に占める割合が非常に低いという印象を受けましたが、どのように使われるものなのか、教えてください。

○小岩畜産課総括課長 まず、畜産振興費の部分です。これは国が目玉としている事業ですけれども、畜産の競争力を高めるために畜産クラスター協議会というものをつくっていただきまして、収益性向上ですとか、所得向上に向けた取り組みをすることに対しまして、これに必要な施設整備等を支援するものです。今年度は、四つ整備をしようとしております。

一つ目は、滝沢市で、酪農経営体の畜舎、堆肥舎を整備することによりまして生産性向上を図ろうとするものです。

二つ目は、八幡平市で、これも大規模酪農経営体ですけれども、畜舎、畜舎の改修、堆肥舎、ミルクパーラー等を整備するものであります。

三つ目は、金ケ崎町で、農協の施設なのですけれども、保育育成をする施設の増築によりまして、酪農経営体が育成部分をここにお願ひすることができ、酪農経営の省力化、低コスト化が図られるという取り組みです。

四つ目は、北上市で、大規模肉用牛経営体におきまして、新たに牛舎を建てて規模を拡大する取り組みに対して支援するものであります。

本県は、戸数、頭数は非常に多いのですけれども、肉用牛酪農経営規模は非常に下位にあるということで、このような事業を有効に活用しながら、規模拡大、そして経営体質の強化を図っていける、非常に効果の高い事業だと考えております。

○伊藤農村建設課総括課長 活力ある中山間地域基盤整備事業につきましては、本県農地の8割を占める中山間地域におきまして、人口減少や高齢化の度合いが著しく、集落機能はもとより農地等の有機資源の維持とか、生産活動の継続が困難になるおそれがあるということから、その基幹産業である農業、それから農村を維持するために、担い手はもとより兼業農家などさまざまな経営体の農業者それぞれが有する能力を最大限に発揮し、所得向上を図るとともに、農地等の地域資源を有効に活用した農業を継続的に行うことが必要ということから、その条件不利地の中山間地域の実情に応じたきめ細かな生産基盤の整備を行い、新たな高収益作物の導入や農作業の効率化を図ろうとするものでありまして、具体的な事業内容としては、畦畔除去による区画拡大であるとか、高収益作物導入に向けた暗渠排水や客土、こういったことを支援するもので、今回5,000万円の補正要求をしたものです。

この5,000万円の内容につきましては、本年度要望調査を実施しているところがありますが、高収益作物の導入を進めるなど、モデル性が高い地域を中心に進めてまいりたいと考えているところです。

○菅野ひろのり委員 土地改良費の中山間地域に関して1点ですが、モデル地域というのは具体的にどこを示されているのでしょうか。

○伊藤農村建設課総括課長 現在要望量調査を実施しているところでありまして、事業実施を鑑みまして高収益作物の導入を進める地域、あるいは県北沿岸の中山間地域において営農継続を図ろうとする地域、それから平成27年度に実施可能な地域、そういった観点から条件を満たす地区を採択していく予定としています。

○吉田敬子委員 3点質問したいと思います。

まず一つは、活力ある中山間地域基盤整備事業費補助の部分ですけれども、高収益作物の品種、作物の名前を具体的に教えていただきたいことと、モデル性の高い地域ということで、何地域ぐらいを想定されているのかを教えていただきたいと思います。

二つ目は、間伐等森林整備里山再生対策事業費補助ですけれども、この事業はたしか平成26年度まで3年間やっていたもので、これまでの搬出量はどのくらいで、当初の目標に対してどのくらい達成されているのか伺いたと思います。その中で課題があったのかどうか、その搬出されたうち、実際に流通することが大事だと思うのですが、流通している割合がどのくらいか、もし把握されていたら伺いたと思います。

三つ目は、いわて発元気な牛飼い女子応援事業費ですが、現在、畜産業に携わる県内の女性がどのくらい参加されているのか、地域別に全域に広がっているのか教えていただきたいと思いたいます。

○伊藤農村建設課総括課長 活力ある中山間地域基盤整備事業の高収益作物の導入につきましては、例えば水田を園芸作物の導入に向けていくとか、そういったことを考えておりまして、具体的な作物については、地域の実情に応じて地域で話し合われながら出てくるものと思いたっているところです。

それから、地区数ですけれども、現在、要望量調査を実施しているところですが、5,000万円という内容、それから今年度中の実施ということから、10地区程度となるのではないかと現在想定しています。

○阿部森林整備課総括課長 森林整備加速化林業再生事業の間伐事業についてです。実績といたしましては、3カ年で、711ヘクタールの間伐を実施しています。この事業要件といたしまして1ヘクタール当たり20立方メートル以上搬出することとなっておりますので、実際に何立方メートル出しているのか把握していませんが、少なくとも711ヘクタール掛ける20立方メートル以上出ているというところです。

また、間伐材の利用割合についても、この事業だけではなく、間伐全体でお話しさせていただきますと、直近の数字では約4割が利用されているといったような状況です。

○小岩畜産課総括課長 いわて発元気な牛飼い女子応援事業についてです。まず、県内には、新規就農者ですとか、経営者の配偶者あるいは畜産関係の法人に就業している女性が660人くらいと推測しています。今回この事業を立ち上げまして、県内各地でグループをつくっていただき、独自の取り組みに対して支援するというところを行ってあります。今年度は8グループの手挙げがありまして、現在いろいろな活動をしていただいております。

具体的に申し上げますと、八幡平市、岩手町、雫石町、北上市、奥州市、宮古市、久慈市、一戸町、紫波町で8グループなのですけれども、このグループに参加している方は130名くらいおり、いろいろな取り組み状況を県内外の情報誌ですとか、テレビなどメディアのほうにも露出していただいて、私自身も非常に元気をいただいているような女性の活動の状況にあります。

それで、まだ来年度のお話はできないのかもしれませんが、新たに3グループができて上がるような状況にありまして、こうした女性の目線での畜産振興の取り組みも支援してまいりたいと思いたっております。

○吉田敬子委員 森林整備里山の件で、間伐材が全体の4割利用されているということで

すけれども、残りの6割というところ、今後もできれば100%利用されるようにしていかなければいけないと思うのですけれども、それについて県の御所見をお伺いしたいと思います。

牛飼い女子ですけれども、最近テレビでも牛飼い女子の皆さんがいろいろな料理番組に出ているのを拝見し、私も元気をいただいていた。私も応援させていただいている事業で、今回新たに三つグループができるということで、ぜひ全地域にまたがって取り組み、女性の力をかりて畜産が盛り上がっていけばいいと思っていますので、引き続きよろしくをお願いします。

○阿部森林整備課総括課長 先ほど間伐材の流通と課題について御質問があったかと思うのです。流通については、間伐材はどうしても小径木、低質木が多いということから、太いところについては製材とかに回りますけれども、どちらかというとチップだとか、そういうふう利用されている状況です。

また、課題といたしましては、間伐をする際には地域をまとめてコストを下げる、そういうことが必要です。そのために、やはり地域の集約化が必要ですが、なかなか所有者の方々が地元にいないということから、まとめることが難しいところです。さらには、コストを下げるための路網の整備、そういったところが課題と考えております。そのために、森林経営計画の策定だとか、路網整備についての支援を引き続き行ってまいりたいと思っております。

また、間伐材の利用率向上の取り組みですが、間伐材もせつかく何十年も育てていただいた木ですので、できるだけ利用していただきたいと考えております。現在、木質バイオマス発電とかそういったもので低質材の利用の道も開けています。そういったところうまくつなげるようにして、間伐材の利用率を向上させてまいりたいと考えております。

○田村勝則委員 2点ほどお伺いをしたいと思います。

6款3項4目の農地調整費であります。海岸の被災地の圃場整備事業について、最初に取りかかったのは、たしか宮古市田老の撰待地区だと承知しておりますけれども、復旧されて、もう耕作されておられると思いますが、その現状はどうであるかということと、現在4年数カ月たっているわけですが、沿岸被災地の農地全体の復旧整備にかかる目標に対して、進捗はどういう状況にあるのかお尋ねいたします。

6款5項10目の漁港漁場整備費について、防潮堤をかさ上げするのは、漁業者にも非常に大切な事業ですけれども、この事業を進めるに当たって、これから議案等に出てくるものもあるわけですが、現状として自治体、漁業者の負担はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 沿岸被災農地の復旧状況であります。沿岸では復旧対象農地717ヘクタール、このうち他の整備計画との調整等が整って着手できる面積が現在505ヘクタールあるわけですが、その中でこれまでに471ヘクタールの復旧整備が完了しています。その復旧整備を行う中で、地域の合意が得られる農地につきまして、区画整

理をあわせ行う圃場整備をしまして、摂待地区を皮切りに現在 14 工区 478 ヘクタールで整備を進めているところであります。なお、この整備は、これまで 226 ヘクタールが完了しておりますが、そこでは順次営農に着手されているという状況であります。

○高橋農業普及技術課総括課長 沿岸地域におきます復旧農地の作付状況について御説明申し上げたいと思います。

ことしの 9 月の調査ですけれども、復旧された農地のうち全体で 427 ヘクタールが作付されています。その主な作付けは水稻、野菜、大豆、ソバ、飼料作物等です。宮古市におきましては、5 月時点で 37 ヘクタール復旧されておりまして、そのうち 33 ヘクタールが水稻等を中心に作付けが再開されているところです。

復旧農地全体に占めます作付割合ですけれども、約 91%となっています。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 海岸保全施設の地元負担についてですけれども、まず災害復旧事業につきましては国費が入っておりますし、地元負担についても交付税措置されているということで、現在地元負担はない状況でやっております。

それから、新設される海岸保全施設につきましても震災扱いということで、現在は県事業であれば県の裏負担についても震災の交付税があるわけですが、平成 28 年度から県事業につきましては地元負担が求められまして、今のところ 2.5%程度が地元負担ということになります。これは、県がその分も負担するということになります。

それから、市町村事業につきましては、新設分についてもこれまでどおり地元負担が交付税措置されるということで、国のほうで方針を示しています。

○田村勝則委員 1 点目の農地の関係ですが、今 14 工区で進めているということでありましてけれども、最初に手がけたところが施工業者のつまずきがあつて随意契約もなかなか厳しかったという話も聞いております。きのうの一般質問等でも承知したわけですけれども、コストも上がっておりますし、施工業者を選定するのになかなか厳しいという状況もあるようですけれども、その辺の課題はどのような対応をされているのかお伺いしたいと思います。

それと、復旧された農地は既に稲作も刈り入れが済んでいるわけですけれども、品質等はどのような状況であるとか、承知している範囲で結構ですから、お聞かせいただければと思います。

私の実家が山田町の織笠というところですので、話を聞いておりますけれども、漁業者の負担がかなり過大なものですから、新しい船をつくれないと諦めたというのもあるようですが、その辺については今のところは交付税措置されているので、例えば漁業者については負担がないということでよろしいのでしょうか、もう一度お聞きしておきたいと思えます。

○伊藤農村建設課総括課長 まず、沿岸の農地復旧整備に係る入札不調の影響ですけれども、当時、摂待地区におきましてそういったことがありましたが、摂待地区についても無事完了し、営農に供されているところです。

今年度の入札工事の応札状況でありますけれども、農業農村整備事業に限って見た場合、9月までの入札の取りやめの状況が13.5%でありまして、高かった平成25年、平成26年に比べると随分回復されている状況です。今後なるべく早期発注等に努めながら、そういった入札不調等の影響を回避しながら、早期の工事完了に向けていきたいと考えております。

○高橋農業普及技術課総括課長 復旧された農地の土壌の状況ですけれども、十分に工事を行っていただいたにもかかわらず、やはり大きな災害でしたので、地力が十分に戻ってきていない水田があったりとか、同じ水田の中でどうしても肥料分が多かったりとか、また逆にすごく少なかったりということで生育むらがあるということは承知しています。こういった農地での状況が土地によってかなり異なっておりますので、地元の農業改良普及センター等は土質と肥料を調査しながら、その土地、土地に応じた肥料設計を行いまして、それに応じた栽培管理をきめ細かに指導しているところです。こういった取り組みを続けていくことによりまして、徐々に震災前の数量なり、品質の作物がとれるように今後とも指導してまいりたいと思います。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 漁船の整備をする際の負担については、漁船が津波で流失あるいは破損した場合に、これを修繕、あるいは新設するというところで国費、県費、市費が助成される制度があります。その際、事業主体は全て漁業協同組合となりまして、漁業協同組合の所有船として整備をし、それを個人の漁業者に貸与することです。その貸与の際に、やはり使用料をいただくということは出てまいりますので、それぞれの漁協によってどういう負担にするかを決めているものと思います。

ちなみに、負担割合といたしますと国費で3分の2、県費で9分の1、市の負担が9分の1、そして漁協の負担が9分の1の割合で負担しているものです。

○高田一郎委員 何点か質問します。

新規事業の活力ある中山間地域基盤整備事業費補助5,000万円について、これまでにない対応ですので、大変いい事業だと思います。ただ、モデル性の高い地域ということで、自由度がない、かなり限定されるという思いをしていますが、事業採択要件、あるいは事業内容をもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 活力ある中山間地域基盤整備事業の内容につきましては、畦畔除去による区画拡大あるいは高収益作物の導入に向けた暗渠排水や客土、こういったものにつきまして、計画補助を行うというものです。それから、耕作道の敷き砂利の補修であるとか、そういった整備につきましては定率の補助を行うというものです。対象地域につきましては、中山間地域等直接支払の対象地域などで、事業主体は市町村や土地改良区、農業協同組合あるいは農地中間管理機構と考えています。

それから、事業の要件としては、事業費が50万円以上で1,000万円未満と考えておりますし、受益者数につきましては農業者2者以上で採択をしていきたいと考えています。

○高田一郎委員 事前にいただいた資料を見ますと、採択要件の中に、活力ある中山間地

域基盤整備計画を作成しなければならないとなっています。しかも、事業費は50万円以上とか、農業者2人となりますと、中山間地域でもう一人一緒にやるというのはなかなか大変で、地域では、非常に自由度のない、どれだけ活用されるのかという思いを持っているのですけれども、中山間地域の基盤整備計画を作成しなければならないとは具体的にどのような中身ですか。

○伊藤農村建設課総括課長 活力ある中山間地域基盤整備事業の中での基盤整備計画の作成でありますけれども、この事業の趣旨、目的が活力ある中山間地域をつくり上げるために高収益作物の導入とか農作業の効率化、そういったことに向けた整備を行うものです。そうしたことから、事業採択申請の際には、作物の導入計画、所得向上などどのようなことを目指すとか、営農継続によって農業、農村を維持していくといったビジョンを書いていただくということを考えているところです。

それから、その規模についてですけれども、この事業を今回補正要求させていただく背景といたしまして、同じようにきめ細かな基盤整備を行う国の補助事業で、農地耕作条件改善事業等があるわけですけれども、200万円以上という事業費要件、あるいは機構等による農地集積の要件があります。その要望取りまとめを年度当初に行ったのですが、そうした中で、そういったものよりももっと小規模なもの、あるいは今すぐの集積はなかなか難しいが、営農継続のために必要な整備にも対応してもらいたいという声を受けて、検討し、創設しようと考えているものですので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○高田一郎委員 初めての試みでありますので、全体として了としたいと思うのですけれども、整備計画をつくらなければならない条件は、ハードルが非常に高いのかと思うのですが、整備計画は誰がつくるのですか、農業者ですか、市町村ですか、それとも土地改良区ですか。

○伊藤農村建設課総括課長 整備計画の作成につきましては、地域農業者とお話し合いをしていただきながら、事業主体である市町村、土地改良区等が作成するという考えでおります。

○高田一郎委員 小規模基盤整備事業で今全国的に注目されている長野県の栄村というところがあります。これは設計図もつもらないで、地域の農地の実情を一番知っている農業者とオペレーターと行政が、その現場に行って話し合いをして対応するから、比較的1人でもできるということで大変事業が進んでいるということでありました。今回の新しい試みはいい事業だとは思いますが、なかなかハードルが高く、使い勝手が悪いと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○伊藤農村建設課総括課長 この事業につきましては、事業趣旨として活力ある中山間地域をつくり上げるために、現在国の補助事業のスキームで拾われない部分も県単事業としてフォローしていこうというものですので、そういった事業趣旨に沿って地域で運用され、成果が出るように進めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 新しい事業でありますので、これから進めていく中でいろいろな課題が

出てくると思いますけれども、農家の実情に沿った対応をしていただきたいと思います。

もう一つは、海岸環境整備事業費であります。継続事業として1億8,400万円余が補正予算に計上されております。これは、山田町の浦の浜海水浴場の復旧整備事業を進めるために、流失した砂浜あるいは管理棟の復旧整備を行うものと事前に説明を受けておりました。被災した海水浴場の復旧ということで、これは了としますけれども、これはなぜ農林水産関係の復旧復興になるのでしょうか、その点についてお聞きします。

○伊藤農村建設課総括課長 浦の浜の砂浜復旧事業につきましては、東日本大震災津波で全体が流失しました浦の浜海岸の海岸環境を整備するというので、砂浜復旧、駐車場の復旧整備を行うものです。この地区につきましては、農林水産省所管の海岸保全区域に指定されており、昭和59年から平成4年、それから平成12年から平成13年にかけて、海岸環境整備事業で農林水産省の補助事業を使って養浜等の整備を行った経緯があります。そういったことを踏まえ、今回農林水産部で復旧整備を行うものです。

○高田一郎委員 これまで農林水産省の補助事業で事業を展開してきたという実績があるので、農林水産省が復旧事業をやるということで了解しました。

先日釜石市におきまして、釜石市長と少し懇談してきました。県内には被害を受けた海水浴場が何カ所かあるのですけれども、釜石市の根浜海岸海水浴場については、同じ海水浴場でありながら、なかなか復旧の対象にならないという話をされてきました。自然の再生に任せておけば360年かかるという中で、県あるいは国の支援をお願いしたいという要望も受けてきました。これは、関連がありますけれども、事業の対象にならないというのはなぜなのか、もしわかる方いらっしゃいましたら、答弁いただきたいと思います。

○伊藤森林保全課総括課長 釜石市の根浜地区の防潮堤につきましては、現在海岸防災林を守ることを目的で、森林法で規定しております海岸防災林施設、防潮堤を現在復旧しているところです。

養浜の実施に当たりまして、検討いたしましたけれども、林野庁が所管する海岸防災林施設としては海水浴場を目的として養浜の復旧は原則実施できないという回答を得ておきまして、林野庁所管事業によって養浜工を行うことは困難であると考えております。

○高田一郎委員 それは国の対応だと思うのです。釜石市の根浜海岸については、背後にある森林を守るためのものだから、砂浜の再生はできないのだという話なのですけれども、同じ海水浴場でありながら、できるところ、できないところがあるというのは非常に不都合な、1,000年に1度の大地震ですから、今までの延長線上での被害の復旧状況では、やはりまずいのではないかと思います。これは何とか突破をして、できる方策を県としても考えていくべきではないかと思います。県事業としてもやるとか、そういった検討はされないのでしょうか。釜石市で唯一の大きな海水浴場でありまして、ワールドカップとか国体とか、これからいろいろな事業があるわけですから、市だけではなかなか対応できないことに対して、寄り添って突破していく努力、そういう対応が必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤森林保全課総括課長 先ほど御説明しましたとおり、林野庁所管事業では極めて困難ということですが、養浜工の実施につきましては、復興局が窓口となっておりますことから、復興局と、海岸工を所管する県土整備部と情報を共有していきたいと考えております。

○高田一郎委員 釜石市の根浜海岸については、諦めないで何かいい方策があると思いますので、ぜひその努力をしていただきたいと思います。

最後に1点お聞きしますが、県南家畜保冷保管施設整備事業について、議案説明でも金ケ崎町の和光地区に建設することになったということでもあります。本当にこの1年間大変な苦勞されたと思っております。小岩課長には本当に御苦勞さまでしたとお礼申し上げたいと思います。

それで、これまで、かかり増し経費、運搬費については県北との関係もあって助成をやってきました。今度の新しい施設建設に伴ってどのような負担増になるのか、その辺についての現状を示してください。

それから、恐らく年間3,200頭ほど群馬県の化製場に運搬してきたと思うのですが、大変な数字だと思います。群馬県の化製場についていろいろ調べてみますと、過去にも悪臭問題があって、住民からのさまざまな要望、苦情などがあつたと現地からお聞きしております。それで、岩手県に化製場がないということで、当面群馬県に頼らざるを得ないと思いますが、そのキャパシティとしてきちっと対応できるのか、信頼に足る業者なのか、その辺も含めて県としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○高橋孝眞委員長 質疑の途中でありますけれども、この際午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋孝眞委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○小岩畜産課総括課長 死亡牛の処理関係の御質問にお答えいたします。

まず、運搬費助成につきましては、若干振り返りますと、昨年の10月3日に東北油化に対しまして行政処分がなされまして、翌4日から営業が停止、10日に破産申請があつたということで、これまで東北油化の保冷库をお借りして県のBSE検査しておりましたけれども、それができなくなりました。そして、そもそも県内に死亡牛を処理する施設がなくなったということで、その時点で東日本を見ますと、死亡牛を処理できる施設は青森県の八戸市、群馬県の前橋市の2カ所のみでありました。それで、畜産農家のうまやに死亡牛を滞留させることはできないということで、早急に県外の処理ルートを構築いたしました。青森県につきましては、死亡牛が県境を越える場合には事前協議が必要で、1カ月程度かかるということで、群馬県の化製場を選択いたしました。

現在の状況ですけれども、農家のうまやに運搬業者が死亡牛をとりに行つて、それを中央家畜保健衛生所に一旦持っていきまして、そこでBSE検査をして、陰性であるものを

群馬県のほうに運んでいるという状況であります。そういうことになりますと、運賃がかなりかかります。特にこれまで御自分で東北油化まで死亡牛を持って行っておられた畜産農家にとりましてはかなり負担がふえているということで、県、市町村、農協でこの負担増を何とか軽減しようと運搬費助成をしてみました。これにつきましては、営業がとまった去年の10月4日まで遡及して運賃助成をしております。現在、県南地域に保冷保管施設1カ所、県のBSE検査施設等を建築しようと補正予算をお願いしているところですが、これができ上がりますと、畜産農家の方は東北油化があったときと同じように、御自分で保冷保管施設まで死亡牛を持っていく、そしてそこから群馬県のほうまで運ぶということになります。群馬県のほうでは処理費を取らないという形態でありますので、この保冷保管施設から群馬県まで運ぶ運賃だけになって、東北油化があったときと保冷庫ができた後では農家の負担がほとんど変わらないという状況になります。そういうことで、この運賃助成につきましては現在も行っておりますけれども、現在お願いしております地域保冷保管施設、県のBSE検査施設ができ上がるまで、これを継続することとしております。おかげさまで畜産農家の方からも助かっているという声が聞こえておりますし、これは保冷保管施設ができるまできっちり続けていきたいと思っております。

次に、群馬県の化製場についてですが、群馬県化成産業というところなのでありますが、ここの社長に全農本部の職員の方、あるいは岩手畜産流通センターの職員の方がじかにお邪魔して、処理能力が十分であるのか、継続して処理していただけるのかお聞きしております。それにつきましては当面問題ないと伺っておりますし、私自身群馬県の畜産課長と定期的にやりとりをしております。処理能力の問題、継続処理の問題について意見交換をしております。群馬県の畜産課長からは、現在この化製場はメインが豚の処理なのでありますが、豚の処理頭数が減ってきているということで、処理能力的には全く問題がないと伺っておりますし、当面処理については継続いたしますと伺っております。

信用が置けるのかということですが、全農ぐんまのホームページを見ますと、この群馬県化成産業については、昭和46年に旧群馬県経済連、群馬県、前橋市が協力してつくったものと載っておりますけれども、そういう意味で群馬県も深く関与しているということですので、信頼が置ける業者であると認識しております。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 36 号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港課長 漁港災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案（その 2）の 30 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 36 号大船渡漁港岸壁ほか災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。1 ページ目をごらん願います。工事名は、大船渡漁港災害復旧（23 災県第 673 号）工事。工事場所は、大船渡市末崎町地内。請負者は、株式会社佐賀組。契約金額につきましては、変更前の契約金額が 2 億 8,302 万 6,960 円、変更後の契約金額が 5 億 5,562 万 7,600 円であります。

2 ページ目をごらん願います。工事の概要について記載しております。まず、下にあります平面図をごらんください。大船渡漁港の南側で、大船渡湾の湾口近くに位置している細浦地区の岸壁 270.2 メートル及び物揚げ場 34.5 メートルを復旧するものであります。ページ中央部の写真は、左側が被災状況、右側が平成 27 年 8 月末時点の復旧状況であります。

変更請負契約の理由ですが、本工事は今回で 4 回目の変更となっております。これまでの変更内容の主なものについて御説明いたします。第 1 回変更は、発注用の設計書を作成した時点と契約になった時点での資材価格及び労務単価に差が生じたため、請負者からの請求により単価適用年月を変更したものです。

第 2 回、第 3 回変更は、現地調査の結果、船の緩衝用の防舷材の流用個数が減となったことに伴い、新規購入個数が増となったことなどにより工事費を増額したもの、また港内の漁船の係留場所の不足により施工範囲が制約され、施工工程におくれが生じたための工期延伸であります。

第 4 回変更は、地盤調査結果による鋼管杭の打設工法の変更及び鋼管杭の数量増により工事費を増額するものであります。

次に、3 ページ目をお開き願います。上段に大船渡漁港細浦地区の平面図に施工場所を示したもの、下段には漁港施設被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4 ページ目をお開き願います。上段左には杭打船による鋼管杭の打設状況の写真、中段左には当初想定した油圧ハンマーによる打撃工法の概要図、中段右には変更後の岩盤掘削工法の概要図、下段には各施設の復旧に係る標準断面図を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○嵯峨亮朗委員 油圧ハンマー打撃工法と岩盤掘削工法は何がどう違って、最初はこれであろうとしたのになぜこっちに変わったのか、説明してもらいたいと思います。

○阿部漁港課長 まず、油圧ハンマーによる打撃工法ですけれども、杭をセットしまして、その上に油圧ハンマーを置きます。これは鉄の塊ですけれども、この鉄の塊を上から落下させて、杭を打ち込む工法です。単純な形で自然落下させて、杭を徐々に地盤に打ち込んでいくという工法になります。

それから、岩盤掘削工法ですけれども、これは特殊な工法でして、鋼管杭の中にかたい岩盤を砕く機械を投入しまして、岩盤をたたきながら壊しつつ鋼管杭の先端に非常にかたい金属の刃をつけて、それを回転させながら圧力をかけて中に注入させていく工法で、こちらの工法は非常にかたい岩盤に杭を打ち込む工法です。

○嵯峨耆朗委員 想定より岩盤がかたいからこの工法にしたということなのですか。

○阿部漁港課長 変更した理由ですけれども、当初設計では復旧、復興を早めるためにほぼ同等の地層とみなされる当該工事箇所隣接する岸壁の震災前の土質データを用いて杭の打設工法を検討しまして、油圧ハンマーによる打撃工法といたしました。ところが、実際杭を打ち込んでみたところ、かなり地盤がかたかったということで、この工法では杭を打ち込むことが非常に困難でした。こういったことから、当該箇所地盤調査を行い、再度工法を検討した結果、岩盤掘削工法に変更したものです。

○嵯峨耆朗委員 数字だけ見ていると当初の契約が2億8,000万円、そして今回の変更で5億5,000万円ということは倍以上になっていると。もちろんやってみなければわからない面もあるのでしょうけれども、これは入札でやっていますね。それからすると、私が杭を入れる業者だとすれば、これだったら、私もできたかもわからないと思ってしまう気をするのだけれども、これだけ違ってくるのもそもそもどうなのでしょう。そういった心配はしなくていいのでしょうか。

○阿部漁港課長 この工法の変更に関しましては、当初請け負いました業者と十分に打ち合わせを行い、工期の変更、工法の変更について十分検討した結果、両者合意の上、こういう工法に変更した次第です。

○嵯峨耆朗委員 それはそうです。そうではなくて、もしかしたらこの業者しか入札しなかったのかもしれないけれども、入札に参加した落札できなかった業者からすれば、最初の入札のときに、この金額だったらできるということにはならないかということです。

○阿部漁港課長 本工事の入札に当たりましては、条件付きの一般競争入札で行ったわけですけれども、応札者1社だけでしたので、そういった心配はありません。

○高田一郎委員 これは、震災復興の関係で急いでやらなければならなかったという面もあると思うのですが、一般的に岸壁の災害復旧工事は、地質調査を後からやってみないとわからないということが通常あり得ることなのですか。

○阿部漁港課長 一般的な話をさせていただきますと、当然、工事前に当該箇所の地質調査を行いまして、その上で構造設計を行い、工事を発注するわけですけれども、今回はその手順を踏んで行いますと、1年ほど発注がおくれてしまいます。漁業者にとってみれば、自分たちが使う岸壁を早く直してほしいという切実な思いがありますので、その辺を酌み

取って、今回隣接した岸壁のボーリングデータを用いて構造設計を行った結果、こういうことになったということです。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 37 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案書（その 2）の 31 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第 37 号 崎浜漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。工事名は、崎浜漁港海岸災害復旧（23 災第 568 号防潮堤その 1）工事。工事場所は、大船渡市三陸町越喜来地内。請負者は、株式会社近江建設。契約金額につきましては、変更前の契約金額が 6 億 1,362 万 4,123 円、変更後の契約金額は 6 億 3,775 万 4,520 円となっております。

2 ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤 166.4 メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は今回の変更が 5 回目の変更となっており、これまでの変更の主な内容といたしまして、第 1 回変更は年度支払い限度額の変更を行ったものです。

第 2 回変更は、労務及び資材等の単価上昇に係るインフレスライド変更、仮設矢板の増及びこの仮設工の工法検討に時間を要したことに伴い、工期を延長したものです。

第 3 回変更、第 4 回変更は、地盤から転石が出現したことに伴う鋼管杭等の打ち込み工法の変更の検討、作業員の確保及び資機材の調達に時間を要したことに伴い、工期延伸を行ったものであります。

今回の第 5 回変更は、労務及び資材等の単価上昇に係るインフレスライド変更及び舗装

復旧工を増としようとするものであります。今回の変更により契約金額が6億 3,775 万 4,520 円となり、当初議決額に対し 24.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、資料の3ページには崎浜漁港海岸の計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4ページをお開き願います。中段右側に仮設矢板工の写真がありますが、仮設矢板の増は近接する隣地のブロック積み擁壁に影響を与えさせないため、仮設土どめ工として追加したものであります。また、下段にケーシング掘削工の写真がありますが、掘削の結果、想定していない転石が一部で出現したため、鋼管杭の打ち込み工法を当初予定していた中掘工法から転石層でも施工可能なケーシング掘削工法に変更したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝真委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝真委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝真委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝真委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第38号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案(その2)の32ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第38号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。工事名は、大浦漁港海岸災害復旧(23災県第681号防潮堤その3)工事。工事場所は、山田町船越地内。契約金額は、27億2,872万8,000円。請負者は、株式会社銭高組・株式会社佐々木組特定共同企業体であります。

2ページ目には入札結果説明書、3ページ目には入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、4ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸

保全施設の機能を回復させるため、防潮堤の復旧を行うものであります。中段の写真は、施工箇所の現在の状況で、本工事は第1区間から第3区間の三つの区間を施工するものであり、施工延長は合わせて971.2メートルであります。

次に、5ページ目をお開き願います。大浦漁港海岸では、これまでに黄色で表示しています区間の防潮堤工事を発注しております。今回は、この赤色で表示しています防潮堤、それからこのだいたい色で表示しております乗り越し道路、これを合わせてその3工事として契約するものです。これによりまして、全区間において防潮堤の復旧に着手することとなります。構造形式は、直立型の場所打ち鉄筋コンクリート防潮堤で、計画高はT.P.プラス9.7メートルであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号山田漁港海岸防潮堤（第2工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。

議案は、議案（その2）の33ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

議案第39号山田漁港海岸防潮堤（第2工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてです。工事名は、山田漁港海岸災害復旧（23 災県第680号防潮堤その2）工事。工事場所は、山田町境田町地内。請負者は、大豊建設株式会社。契約金額につきましては、変更前の契約金額が15億8,627万2,244円、変更後の契約金額は16億686万5,684円となっております。

2ページ目をお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤448.5メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容ですが、本工事は今回の変更が6回目の変更となっております。

これまでの変更の主な内容を説明いたします。第1回変更は、単価適用年月の変更を行ったものです。

第2回変更及び第3回変更では、まちづくり計画との調整や既設防潮堤の杭基礎の状況確認に時間を要したことに伴い、工期を延伸したものです。

第4回変更及び第5回変更では、地質調査結果に基づく杭基礎工の変更による金額の増及び埋設支障物の撤去、国道仮切りかえ工事との工程調整等に時間を要したことにより工期延伸を行ったものであります。

今回の第6回変更は、労務及び資材等の単価上昇に係るインフレスライド変更により金額を増としようとするものであります。今回の変更により契約金額が16億686万5,684円となり、当初議決額に対し20.5%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、資料の3ページ目ですが、山田漁港海岸の計画平面図、標準断面図、被災前後の航空写真を掲載しております。

次に、4ページをお開き願います。下段に先端コンクリート方式の施工フロー及び施工状況写真を掲載しておりますが、杭基礎工の変更は、杭基礎の先端処理について地質調査の結果、想定したものよりかたい地盤であったため、セメントミルク噴射攪拌方式から先端コンクリート方式に変更したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○高橋孝眞委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋元委員 労務費及び資材等の単価上昇による変更ということでしたが、この2年間というところからみますと、例えば2年前からどれぐらい上昇して、改定をしなければならないか。それから、その単価は半年単位なのか、3カ月単位なのか、1年単位なのか、どの程度で見直しされているのか。それから、資材も高騰しているということですけども、どんな形で値上がりしているのか、その動向について、主なものでひとつ教えていただきたいと思っております。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 まず、労務費、資材の変更の頻度ですが、基本的に1年に1回大きな変更がありまして、あとはその間で3カ月に1遍程度改定しています。大きな変動があった場合は、その都度やっている状況です。

それで、ここの場合の普通作業員の単価の状況ですが、平成25年1月の公告時が1万1,800円です。それから平成25年4月の契約時が1万5,100円ということで、このときは3,300円ほど上がっています。

それから、今回のスライドですが、平成27年4月には1万6,400円というぐあいになっていまして、当初よりは4,600円上がっている状況です。

それから、主なものとして資材、生コンクリートですけども、生コンは公告時、平成25年1月は1万7,000円でしたが、平成25年4月が1万7,700円、それから平成27年4月が2万2,400円ということで5,400円ほど上がっているという状況です。

○高橋元委員 工事全般のおくれとしては、財源の確保とかありましたけれども、主な原因としては、資材がなかなか集まらないとか、作業労務者が不足しているということを聞いておりますが、最近の動向はどうなのか。それから、今後の見通し。あとここ三、四年がピークで、大体工事は完了するであろうと思っていますけれども、その辺の見通しはどうおさえていますか。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 現在の労務の確保とか資材の確保の状況ですが、現在がピークではないかと考えています。以前は、労務者が集まらないとか資材がないということで、かなり入札不調もあったのですが、現在は入札不調の率も落ちていきますし、岩手県全体の工事の中でも漁港については今年度がピークになりますし、そのほかの海岸の防潮堤については今年度から来年度がピークと考えていまして、来年度以降はかなりその辺が落ちついてくるのではないかと感じております。

○菅野ひろのり委員 先ほど、生コンの価格高騰ということだったのですが、その価格は業者からの申し出の価格なのか、市場価格なのか教えてください。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 生コンの価格につきましては、県で調査して、その値段を設定しているという状況であります。ちなみに、その他のものにつきましては、例えば物価版とか積算資料とか、そういった公表されている資料がありますので、それらをベースにして設定しているという状況です。

○菅野ひろのり委員 そのもとになる調査しているものを参考までに教えていただきたいと思います。名称で結構です。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 実態的には、その物価を調べる物価調査会とかさまざまな業者があるのですけれども、県土整備部のほうでそういうところに委託をして値段を調べてもらっています。その値段をベースにして県の単価を設定しているという状況です。

○高橋孝眞委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部からT P P協定交渉の大筋合意の内容についてほか2件について発言を

求められておりますので、これを許します。

○中村企画課長 それでは、T P P 協定交渉の大筋合意の内容と本県の対応について、資料に基づきまして御説明いたします。

先般T P P 閣僚会議におきましてT P P 交渉が大筋合意されました。その内容につきましては、マスコミ報道等で既に御案内のとおりですけれども、なかなか詳細な情報が入ってこないところです。きょうのマスコミ報道でも新たな品目の情報が入ってくるということですが、現在で知り得る情報でもって御説明を申し上げたいと存じます。

品目ごとの内容を説明する前に、大筋合意を受けて本県のこれまでの対応や国の動きなどについてお話ししたいと思います。まず、10月5日に大筋合意との発表を受けまして、県といたしましては翌日T P P 協定に係る全庁的な情報共有と総合的な対応を図るということで、知事を本部長といたします岩手県T P P 協定対策本部を設置しました。そして、10月9日、第1回本部員会議を開催し、大筋合意の内容について関係部局との情報を共有したところです。また、本部の立ち上げと同時に、翌日には国に対し、合意内容や与える影響について十分な説明をすること、また必要な対策を早急かつ十分に講ずること、被災地への配慮といったものについて緊急要請をしたところです。

なお、国におきましても全閣僚をメンバーとしますT P P 総合対策本部の設置でありますとか、農林水産省でも対策本部を立ち上げたということですし、また県の担当者を集めての説明会、また品目別の説明会もきのうからブロック別に開催しているということですので、こういった場を通じましてさまざまな情報提供を国に対して強く働きかけてまいりたいと思っています。

それでは、主な農林水産物の大筋合意の内容について説明させていただきます。別添1にそれぞれの品目ごとに概要を簡単に整理していますが、何も対策を講じないといったような場合には、何がしかの影響が懸念されるところです。

別添2以降の資料は、国の公表資料です。本日は、図表等を使ってわかりやすく伝えたいと思いますので、別添の3でもってかいつまんで御説明したいと思います。

まず初めに、米についてですが、現在1キログラム当たり341円という高い関税がかけられています。ただし、実際に輸入されている米のほとんどは、これとは別にW T O 枠の無関税枠として設けられた77万トンの枠内でほとんどが輸入されています。今回の合意では、この枠外の関税は維持しつつも、このW T O 枠に加え、新たにアメリカとオーストラリアの国ごとに合計7万8,400トンの無関税輸入枠を設定するとしたところです。

次に、麦についてです。小麦を例に御説明いたしますが、小麦は現在国家貿易によって一元的に輸入されていまして、W T O 枠として574万トンの輸入枠が設定されています。それに加えて、さらに棒グラフですが、今回の合意ではアメリカ、カナダ、オーストラリア産の国別枠ということで、発効した場合に、ことしは合計19.2万トン、7年目には合計25.3万トンを新たに設け、さらに、こうした輸入枠にかけられておりますマークアップと言われる売買差益、このマークアップは政府が麦を製粉業者に売り渡す際に輸入価格

に上乘せをして徴収する、事実上の関税と言われているものなのですが、これを9年目までに45%削減するとされています。また、こうした枠以外の輸入につきましては、現行どおり1キロ当たり55円の関税を維持するといったものです。

7ページをお開き願います。牛肉につきましては、現在38.5%の関税率が掛けられていますが、発効した場合には27.5%に下げ、その後段階的に削減しまして、10年目に20%、16年目までに9%とするものです。また、一定の輸入量を超えれば関税を引き上げるセーフガードと言われる緊急輸入制限措置を導入するとされています。例えば発効初年度は27.5%に下がるわけですけれども、これが59万トンを超えて輸入されますと関税がもとの38.5%に戻りますし、10年目で例をとってみますと69.6万トンを超えると30%にまた戻るということで、細かい制度設計とはなっていますが、緊急輸入の増加に対しますセーフガードが発動される仕組みとなっているものです。

次に、豚肉です。9ページですが、豚肉につきましては従来から差額関税制度というのが導入されていました。この制度は維持しつつも、範囲を縮小しますとともに安い豚肉の重さに対してかけられている従量税というのがありますが、1キログラム当たり482円、これを発効時には125円に、5年目に70円、10年目にはこの下の図のほうに書いていますが、10年目に50円に引き下げるといったものです。また、高価な豚肉、輸入価格524円以上の豚肉につきましては、現行4.3%の価格に関する従価税というものを発効時に2.2%へ、その後段階的に引き下げまして、10年目には下の図のとおり撤廃というものです。

なお、豚肉につきましても、セーフガードが導入されています。詳細は10ページに載っています。輸入が一定以上行われた場合に従価税を4%から2.2%に戻すとか、あるいは従量税を100円から70円に戻すといったような措置がとられるものです。

続きまして、11ページですが、この乳製品は枠内税率といったものがあるのですが、これは維持しつつも、新たにT P Pの輸入枠を設けながら脱脂粉乳、バターを当初6万トンから6年目には7万トンにふやすといったところです。

それから14ページですが、林産物につきましては、輸入額の伸びが著しい国、例えばマレーシアでは合板に6%から10%の関税がかかっています。これを発効時には半減させ、16年目には撤廃しようといった措置がとられるようです。

また、隣のページの水産物ですが、それぞれ品目ごとに関税の削減や撤廃といったものが大筋合意されているということです。

また、主な品目を御紹介いたしましたけれども、これ以外に、別添の4を用意していませんけれども、この2ページに記載されておりますが、例えばリンゴは現在17%の関税率となっていますが、11年目には撤廃でありますとか、あるいはブドウは即時撤廃、さらに9ページには鶏肉も載っていますが、いずれ関税撤廃といったような状況になるようです。

以上が主な農林水産物に関する合意状況ですが、文字どおりまだ大筋といったことで、わからない点が多々あります。きのうの説明会でもニンジンやタマネギといった野菜の関

税が公表されたり、小出しに次から次と出てくるといったような状況で、いずれ本県農林水産業にとって全く影響がゼロかと言われれば、ゼロではないのだろうという状況ですので、今後もあらゆる機会を捉え、情報収集に努めながらしっかりと対応してまいりたいと思います。

○佐々木林業振興課総括課長 それでは、お手元にお配りいたしました平成 28 年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）についてという資料で御説明を申し上げます。

お手元には 4 ページ物の概要版と、6 月 25 日に公表いたしました素案をお配りしておりますが、本日は概要版で御説明を申し上げます。

まず、第 1 のはじめにですが、いわての森林づくり県民税は、森林の公益的機能を維持増進させ、次世代に良好な状態で引き継ぐことを目的として、平成 18 年度に創設し、平成 22 年度にはいわての森林づくり県民税条例を改正し、取り組み期間を 10 年間に延長いたしました。今年度が最終年度となっております。外部有識者等で構成されるいわての森林づくり県民税事業評価委員会から、ことしの 3 月に、今後も目的を継承し、当該制度を継続することが必要との提言をいただきました。この提言を踏まえ、県としての今後のあり方を検討し、本年 6 月に素案として取りまとめたところです。

1 ページ目、中段の箱囲みに、素案を公表後、現在までの動きと今後のスケジュールの想定を記載しています。本素案につきましては、地域説明会やパブリックコメント等で御意見をいただいたところでありまして、11 月に最終案を取りまとめ、12 月議会におきまして制度延長のためのいわての森林づくり県民税条例の一部改正を提案したいと考えています。

第 2 の趣旨と背景についてです。下の箱囲みにありますが、森林は水源涵養などさまざまな公益的機能を持っており、金額換算いたしますと 1 年当たり 2 兆 6,000 億円、県民 1 人当たり約 200 万円の価値があると試算されております。

次のページをお開き願います。岩手県の森林面積は、県土の約 77% を占めており、全国第 2 位となっております。しかしながら、森林、林業を取り巻く環境は木材価格の低迷等、依然として厳しい状況にありまして、引き続き県民税を財源とする取り組みが必要と考えております。

第 3 の取り組みの成果と課題、1 の税込等ですが、この県民税は県民税均等割の税率の特例としてお願いするものでありまして、毎年約 60 万人の県民の皆様、約 2 万 3,000 法人の皆様から納税をいただき、この 10 年間の税込は約 71 億円となっております。頂戴した県民税は、森林環境保全施策に限定して活用するために、いわての森林づくり基金に積み立てて管理しております。

2 の環境重視の森林づくりですが、間伐を行って管理が行き届かない暗い林に光を入れ、針葉樹と広葉樹が入りまじった公益的機能が高い針広混交林へ誘導するいわての環境の森整備事業を進めており、今年度末までに約 1 万 5,500 ヘクタールを目標に実施することとしております。

次のページをお開き願います。写真1は、整備前の森林と整備後の森林の動きです。それから、図1はこれまでの事業の推移です。平成25、26年では、沿岸被災地の高台移転等に多くの作業員が必要となったこと等によりまして作業に影響が出ましたが、今年度は現時点において昨年度と比べ、多くの事業面積が確保できております。

なお、平成28年度以降も緊急に整備が必要な人工林は約1万ヘクタールと見込んでおります。

3の森林との共生の取り組みです。県民等が参加する森林づくり活動の支援などのソフト事業を展開しており、平成27年度までに延べ約5万人の県民の皆様に御参加をいただいております。

次に、4ページをお開き願います。第4の平成28年度以降の取り組みでありまして、まず、課税負担額につきましては、現行制度と同じく個人が1人1,000円、法人は資本の額に応じまして2,000円から8万円です。課税期間につきましては、現行制度と同じ5年、平成28年度から平成32年度までの5年間で次期県民税の期間と考えているものです。

次に、県民税を使った具体的な取り組みについて拡充するものを中心に記載していただき、まずこの表の上半分のハード事業です。一つ目の針広混交林への誘導は、いわて環境の森整備事業ですが、緊急に整備が必要な人工林約1万ヘクタールの解消を目指し、この事業を円滑に進めるため、公道からの距離等を考慮した採択基準の設定、諸経費など補助対象経費の見直しなどを行いたいというものです。

二つ目の間伐材の有効活用につきましては、地域の公共施設等への木質バイオマス燃料等の有効利用が可能となるよう拡充するとともに、森林所有者と発生した間伐材を使いたい等の声を結びつけるマッチングの取り組みを行いたいものです。

三つ目の森林病虫害対策につきましては、現況の松くい虫被害対策に加えまして、ナラ枯れ被害対策のメニューを既存の施策とのすみ分けの上で追加実施したいものです。

四つ目の森林環境を保全する植栽につきましては、まずはこの制度の所期の目的であります緊急に必要な間伐を優先しつつ、環境保全の観点から植栽が必要である森林について県民税を使用したいものです。

次に、表の下半分のソフト事業です。大きく三つに区分されています。

一つ目の県民参加の森林づくり促進事業は、地域団体、NPO団体などが取り組むさまざまな森林にかかわる活動を支援しており、平成28年度からは、林業のプロの担い手とは別に、アマチュアを対象とした森林施業の研修活動の支援いたします。また、木材、木製品の導入支援につきましては、森林公園等、公共的な施設に対する支援を強化いたします。さらに、平成24年度から行っている沿岸被災地支援を目的とした県産材利用促進活動の取り組みを拡充しているものです。

二つ目のいわて森のゼミナール事業は、新たな学校等へ波及させる取り組みを進めるほか、地域のキーマンを育成する指導者研修会を新たに実施したいものであります。

三つ目のいわての森林づくり普及啓発事業は、多様な手法で情報を発信することとし、

事業の実施をもっとアピールして、より多くの県民に県民税を知っていただくよう工夫したいというものです。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 大原商店の施設整備に係る対応について、別紙で御説明をさせていただきます。

経緯をお話しいたしますと、大原商店は水産加工所から排出されます魚の加工残滓を処理し、フィッシュミールなどを製造する業者です。震災によりまして施設が全壊したため、国庫補助事業を導入して施設の修繕などを行ったものです。この事業におきまして、平成23年度事業で工事代金が未払いという部分がありまして、施設の一部が競売にかかりました。平成24年度事業では、当初計画と異なる目的外の施設を整備したということがありました。これをもって現在補助金相当額の返還を請求しているという事態が生じたものです。

1の事業スキームに入りたいと思いますが、本事案で大原商店が施設整備をするために利用いたしました水産業共同利用復旧支援事業は、東日本大震災で被災した施設の修繕をするために国が創設した制度です。当事業は、事業主体が久慈市冷凍水産加工業協同組合でありまして、所属する組合員の個人施設についても共同利用を目的とする場合には修繕が可能となるものです。

契約につきまして、国からの交付決定を受けまして、県は、久慈市加工協と補助金交付契約を結んでおります。久慈市加工協は、共同利用をするために大原商店と契約を結び、施設を借り受けた上で修繕を委任しております。この大原商店が実際には工事を実施しているというものです。

2の事業概要ですが、平成23年度は排水処理施設、残滓処理施設等の整備を行っておりまして、事業費は11億1,700万円余です。平成24年度は、同じ事業でイカ内蔵、ホタテ等廃棄物処理機器を目的とした4億5,000万円で工事をいたしておりますが、目的外の利用施設を整備したというものです。

3の補助金等の返還概要です。平成23年度事業におきましては、大原商店の未払いがありまして、遠心分離機1基が競売に供されたというものです。県は、これに対して補助事業者であります久慈市加工協に対して補助金相当額1,635万5,000円の返還を請求しております。また、久慈市加工協からの申請に基づいて3年間の履行延期を承認しております。国から求められた履行期限の平成27年6月8日に、国庫補助金相当額1,226万7,000円を納入いたしております。

平成24年度事業につきましては、当初イカ内蔵、ホタテ等の廃棄物処理機器を整備するということでしたが、実際には補助対象外である鳥の残滓処理機器を整備しておりました。これが年度末の2月になって判明しましたことから、平成27年3月9日に久慈市加工協との補助金交付契約を解除して、補助金相当額2億700万余を請求したものです。久慈市加工協は、工事を委任した大原商店に対して同額の損害賠償請求をしております。また、久慈市加工協からの申請に基づきまして10年間の履行延期を承認しております。

次のページをお開きいただきたいと思います。表の下段中ほどに丸で囲まれております

が、これは久慈市加工協に県から求めている請求額で、2億2,405万3,000円です。

久慈市加工協に対する県の補助金相当額の履行期限の延期についてですが、債権の管理に関する規則15条に基づきまして、久慈市加工協が無資力、あるいはこれに近い状況であると認められ、債権の管理上必要と判断し、これを承認したものです。延期期限につきましては、規則16条に基づく範囲の中で申請に基づいて承認しております。

なお、地元久慈市、洋野町からは、地域の水産業、加工業への影響を配慮願いたいという要望も受けたところ です。

4の大原商店の対応です。大原商店は、現在一定の負債は抱えておりますが、操業は継続しております。遠心分離機3基のうち1基は競売にかけられましたが、残りの2基がありまして、これで操業いたしております。大原社長は、契約解除いたしました3月以降、県、市に対して全く話し合いには応じておりませんでした。徐々に応じる態度を見せておりまして、8月になりまして大原商店が税理士に依頼して再生計画の素案を作成いたしました。これは、未納金等の返済計画です。これをもって久慈市とともに各債権者のほうへ説明をしております。ただ、詳細な部分がまだ乏しかったというところで、大原商店では今後公認会計士に依頼して再生計画の案を作成することとしておりまして、年内をめどに各債権者に説明するところです。そして、各債権者につきましては、この計画案を待つ意向です。

5の久慈市加工協の対応です。久慈市加工協は、大原商店からの返還金をもって県への債務弁済に充てるという方針です。このため、債権回収に向けた弁護士との協議や、あるいは新たな差し押さえ等が発生しないように工事代金の未払い業者との調整に努めております。

6の県の対応です。久慈市加工協に対して、債務の弁済にどういう措置をしているか、定期的に報告を求めておりますし、これからも大原商店、あるいは久慈市加工協に対して補助金の早期返納を求めてまいります。また、大原商店が現在作成することとしております再生計画案につきましては、その内容を注視してまいりたいと考えております。

3ページ目には、事業の経過等を示しておりますが、ごらんいただきたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○渡辺幸貫委員 まず大原商店について聞きたいと思っております。

これは、今までイカの内蔵やホタテの廃棄物の処理業をやっていたわけですが、この計画の中で、この機械を生かし、鶏等の残滓もやりたいということになってくるのですか、もしそういうことがあらわれた場合にはどう対処したいと思っておりますか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 現在、鳥の施設につきましては、代金未払いの状態が続いています。まだ大原商店の所有物として所有権が移転しておりません。今後その支払いをして、大原商店の所有となりました段階で大原商店のほうで判断するものと思っておりますが、現在、再生計画を検討しているところですので、その中で、今後どうふうで使用していくのかということを検討するものと考えております。

○渡辺幸貫委員 許認可の問題がかかわってくると思います。誰かが手伝って、払いますと言われたときには、私たちはお金が欲しいから魚の廃棄物処理業ではなくて、そうでないほうでも許可するように応じるかということを知りたいのです。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 大原商店自体は、昭和 50 年から化製場法の許可を取得しておりまして、この許可の中身としては魚介類の残滓のほかに鳥類の許可も取得しておりますので、それを実行するという事は許可上の問題はないと思っております。

○渡辺幸貫委員 免許証はかなり古いと思うのです。その免許証があることとそれに付随した処理設備があるかないかはまた別の問題です。ですから、今あなたがおっしゃっているのは、何となくやれそうに聞こえるので、そういう問題がありますということも言ってもらわないと何となく不安ですが、いかがでしょうか。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 鳥の施設を動かす場合には、相当な環境への配慮、その他の部分も必要になってくると思われまます。現段階のもので基準上は対応できているのかもしれませんが、さらに配慮が必要な部分があるのではないかと感じています。

○渡辺幸貫委員 鳥をやると有毒ガスが出るということは、その業界の人は誰でも知っているわけです。今の施設で出るか出ないかというのは、廃棄とか処理の施設がないからすぐわかるわけで、そうすると、現在の設備では対応できません、対応させるわけにはいきませんという答えをしなければならぬと思うのです。ここは、環境生活部ではないけれども、それはそういうふうにお答えおかないと、相手にお金さえ返せばいいと思わせるのではないかと不安を感じますので、再度お答え願います。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 環境への配慮については、もしやるようなになった際には、十分対応するよう指導してまいりたいと思います。

○渡辺幸貫委員 要するに許可をもらわなければさせないということですね。そうでなければだめだと思います。

○小原農林水産部長 大原商店の鳥の施設ですけれども、現在、大原商店が鳥でもって営業するという説明はまだ受けておりません。この機器でもって魚の残滓の処理が可能だという言い方をしてくれており、その施設をどうするかというものも含めて今計画していると伺っています。仮に鳥の処理を行うとなれば、当然環境サイドのさまざまな基準をクリアしているかどうかという審査が必要となっているものでありまして、環境サイドと連携をとって適正に対応してまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 それで納得しました。それをきちっとしないと、初めから転用するために鶏の施設を買ったのだと、そしてなし崩し的にその権利を得て、その業界の中で新たな位置を築きたいという人に、危機を有利に感じさせるようなニュアンスに感じますので、しっかりと管理監督をしながら払ってもらおうようなことでないと、問題を起こしてくるのだと思いますので、改めて今の部長のお答えのようにお願いしたいと思っております。

あと一つだけお聞きします。ガット・ウルグアイ・ラウンドからWTOにかわりまして。米においては77万トン買うことにしました。昔は、米全体で1,000万トンでした。800万トンや750万トンとトータルが下がってくるのに77万トンという枠が相変わらずあります。ところが、世界の米がとれない場合には77万トン、日本は毎年必ず買っているわけではありません。今回の説明の中でアメリカの枠が7万トンで、豪州が8,400トン入るという枠ですけれども、これは必ず買うのか、それともWTO枠の77万トンのように必ず買うというわけではなくて、こういう枠があるということで理解していいかだけ確認します。

○中村企画課長 この絵の中に国別枠、SBS枠と書いています。これは、売る側と買う側の契約でもって国が入札をかけるわけですけれども、結論からいいますと、枠があるだけで、必ずこの枠を全部消化しなければならないというものではありません。

○吉田敬子委員 まず初めに、いわての森林づくり県民税のほうから伺います。

資料の4ページの使途の部分で、森林環境を保全する植栽活動について支援という部分と、地域のキーマンとなる人材の育成につながる取り組みの拡充実施の二つが新規と認識しているのですが、一つ目の植栽活動については、再生林の部分に関しても県民税を使ってやれるものなのか確認したいことと、二つ目の地域のキーマンという人材育成は、議会の議決を経てからのことになると思うのですけれども、これまでも人材育成をされてきたかと思うのですが、それとまた違う、何かこういったものをやりたいという意図があつてのことだと思しますので、そこももう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

二つ目は、TPPに関することですけれども、いつごろまでに全品目について国から説明があるのか、県でどのように把握されているか、改めて確認したいので、教えていただきたいと思えます。

あとは、輸入のほうではなく輸出のほうで、これまでTPP圏内の国に対して岩手県はどのくらいの農林水産物を輸出されていて、その額がどのくらいなのか教えていただきたいことと、今後も輸出の部分に対して県は一生懸命取り組んでいくと思うのですが、その現在の見込みをどのように把握されているかお伺いしたいと思えます。

三つ目は、どちらかという輸出で頑張ってもらいたいのですけれども、輸入のほうで大きな打撃を受けることになるとうごく懸念しているのですが、これは全品目がわかってからのことだと思ふのですけれども、改めて県として輸入と輸出でどのくらいの戦略を持ってやっていくおつもりなのかお示し願います。

○佐々木林業振興課総括課長 まず、森林環境を保全する植栽につきましては、緊急に公益的機能の回復を図る必要があつて、かつ県民共有の財産であるような箇所に植栽するもの、それから県民が参加するという形の植栽活動といったものを想定しているということと、林業生産活動で生じた伐採跡地への植栽は慎重な検討が必要であると考えているものです。

それから、地域のキーマンとなる人材の育成につながる取り組みにつきましては、既に県内各地で、地域住民の自主的な森林づくり活動などの取り組みが行われているわけです。

けれども、それらがさらに活発に行われるようにキーマンを育成する指導者研修会を新たにやっていきたいと考えているものです。

○中村企画課長 いつ公表されるのかということですが、実はきょうも会議が開かれています。それから、来週東北ブロックの会議が開かれる予定ですが、こういったところで何らかの影響なり対策といったものが出されればいいのでしょうけれども、いつごろまでにというのは、恐らくどの方々も明確な答えはないかと思っております。いずれにしても、早急に影響なり対策といったものを出してもらうように、あらゆる機会を捉えて働きかけてまいりたいと思います。

それから、輸出と輸入の戦略ですが、これはT P Pの参加合意いかににかかわらず、農林水産業を力強いものとしていかなければならないと思っておりますので、国の対策が出てくる前提ではありますが、そういったものも踏まえながら、メリット、デメリットあるかと思っておりますけれども、しっかり情報を見きわめながら対策をとってまいりたいと思っております。

○伊藤流通課総括課長 現在の岩手県からの輸出の状況です。平成 26 年度のジェトロ盛岡の調べですが、農林水産部においては 19 億 1,800 万円という実績で、震災前の 16 億円を超えたところです。そのうち 5 割が中国ですけれども、今回の T P P の参加国でありますシンガポールが 2 億 1,000 万円、アメリカが 5,000 万円、今伸びておりますが、ベトナムが 4,300 万円ほどとなっております。米につきましては、圧倒的にシンガポールが多く、直接私どもが聞き取った数字ですが、77.9%ということで、あとは香港、台湾、アメリカという形です。牛肉につきましてもシンガポール、香港、アメリカという形です。御存じのように、最近海外の日本食レストランが非常にふえておりまして、特にシンガポールとかアメリカは非常に好評です。それから、ベトナムとかフィリピンもふえております。そういう中で、輸出においては価格帯の高い商品につきましては非常に需要がありますので、国の輸出戦略と連携しながら拡大していきたいと思っております。

○吉田敬子委員 森林税のほうなのですが、再造林は入らないということで伺いました。ただ、これまで森林組合等からも、いろいろな要望があったかと思うのですが、県全体の認識としてこれから再造林をもっと進めなければいけないと思うのですが、まだ目標に対して進んでいない状況だということもありましたので、別のところでそこは引き続き補っていただきたいことと、コストを抑えた再造林の苗のほうも一生懸命取り組まれているので、そこも引き続き頑張って、何とかお願いしたいと思っております。

T P Pのほうなのですが、先ほど平成 26 年度は 19 億 1,800 万円と聞きまして、それは例えばお米とかだと秋田、青森とかいろいろあると思うのですが、東北の中では大体同じくらいの水準で輸出されているのかを再度伺いたいと思っております。また、所見ですが、大きく影響は受けると思いますが、これも決まって進まなければいけないことではあるのですが、やはり不安を抱えて農業をされている方がたくさんおりますので、これからしっかり説明をやっていただきたいことと、岩手らしい強い農業をやりたい

という気持ちを、生産者の方にも伝えながら一緒に取り組んでいけるように、消費者としても地産地消を一生懸命やっていけるように、取り組みをさらに強化していただきたいと思います。

○**小原農林水産部長** まず、再造林についてであります。重要な課題であるということは認識しています。ただ、それを県民税の中でやるほうがいいのか、それとも新たな仕組みをつくって、その中で行うことができるのかということで、今再造林についてはほかの仕組みでできないか検討しております。これは、税金を使って行うのですが、一旦切った木でも収入が入るわけですので、その辺については慎重に検討していきたいと考えております。

あとは、TPPの件ですが、報道されて以来、県内の農家の方を中心に非常に多くの不安の声が寄せられています。我々もまだ細かな情報なり対策なり、なかなか入ってこないものですから、それに十分応えられてはいませんが、県で立ち上げた本部員会議には各広域局長もメンバーに入っておりますし、あとは普及の方々を通じるなど、さまざまな方法で不安を解消するような方策、周知をこれからしっかりとっていきたいと考えています。

あと輸出を含めた岩手らしい農業については、これまでもさまざま取り組んできているわけですが、まず輸出ですけれども、例えば先ほどお米はシンガポールといったような話もありましたが、シンガポールはこれまでも非課税であったという状況がありますし、関税以外のさまざまな障壁となるものもあります。それは、やはりトータルとしてしっかり対応を図っていきたいと考えております。また、今後県の計画でも伸ばすこととしておりますので、輸出、輸入、そのバランス、いろいろあるかと思いますが、県内のデメリットや影響が極めて大きいと思っておりますので、いずれしっかり国のほうに対策を求めていきたいと考えております。

○**伊藤流通課総括課長** 東北における岩手県の輸出の状況ということですが、先ほど申し上げました数字は、ジェトロ盛岡が独自にとっている数字で、各県のジェトロ事務所がとっている数字はありませんので、簡単に比較はできない状況です。ただ、牛肉につきましては、岩手畜産流通センターのほうで平成23年、24年、26年にアメリカ、シンガポール、ベトナム向けの食品加工の認可を取っております。そういった海外向けの認可をとっている地域は、東日本では岩手県と群馬県だけでありまして、それだけで比較いたしますと、他県は1万トンいっていない状況ですけれども、岩手県は2万3,000トン进行处理しており、かなり先を走っています。米につきましても、国のほうが輸出を手がける前からいろいろなコネクションを使いまして、例えばシンガポールの日本食レストランにかなり送り込んでおりまして、余り比較はできないのですけれども、現地からはかなり信頼を得ているという状況です。

○**吉田敬子委員** 最後に森林税なのですが、アンケート調査の中で、森林税を全く知らないという人とわからないという人が45.9%いたこと、1,000円納めていることを知らないという人が75%もいたということで、ここが一番の課題でもあると思います。それに対し

ては、県で年1回、PRをやっていると思うのですが、今度継続してやっていくときに、形を変えてやるべきだと思うのですが、その辺を最後に一つお願いいたします。

○佐々木林業振興課総括課長 いわての森林づくり県民税は、県民の皆様からいただいていますので、その制度、いただいている額、それから実際に行っている事業の中身をきちっと御理解いただくというのが非常に重要なことと考えています。

これまでも、テレビ、ラジオ、新聞とか、メディアを使った広報をやっていますが、森林であるとか林業に関心がない方に関心を持っていただくかというところは、やはり大事だと感じておりまして、そういった不特定多数の方に情報が届くような広報の仕方をしっかり考えていきたいと思っております。

それから、森林、林業に非常に関心がある方については、例えば今年度は浄法寺ですが、いわての森林の感謝祭に出かけて行って造林をするということもやっていますので、そういった場面を通じて広く深くという形で広報をしっかりとやっていきたいと考えております。

○佐々木順一委員 TPPに関しまして1点だけ伺います。

平成25年にTPP交渉参加の表明を受けまして、あのときは県内の生産額及び地域経済に対する影響について試算をしていただいた経緯があります。今回は大筋合意でありますから、内々の決定はできているわけでありまして、ただ関税の範囲が800品目とも言われているし、何百になるのかわかりませんが、いずれにしろ今度の大筋合意に沿った影響の調査をやっていただいて、その試算を公表していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小原農林水産部長 前回は、TPPに参加して全ての関税が撤廃され、国が何らの対策も講じなかった場合といったような条件つきで影響額を試算したところですが、今回の場合は、関税率の撤廃もあれば引き下げもさまざまあります。八百幾つの品目のうち、マスコミ報道では約400と言われてはいますが、その内容がいまだ明らかにされていません。国におきましては、この影響額について把握し、公表する旨の報道もなされておりますので、国が全体像を明らかにし、公表され次第、我々も県としての影響を速やかに算定し、公表していきたいと考えております。

○佐々木順一委員 農業新聞によれば、北海道の高橋知事が今月をめどに道内の調査を行うという報道がありましたので、どういった調査をされるのか、まだ確認はしていませんが、そういった取り組みを開始する道県もあるようでありますから、ひとつ参考にされまして、可及的速やかに試算していただきますことを御要望申し上げたいと思っております。

○高橋孝眞委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 なければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、そのままお待ち願います。

では、次に委員会調査についてを議題といたします。お手元に配付しております平成27

年農林水産委員会調査計画（案）をごらん願います。今年度の当委員会の調査についてありますが、去る9月18日開催の正副常任委員長会議の申し合わせを受け、県内の日帰り調査1回を実施することといたしたいと思います。当委員会における調査は、お手元に配付しております委員会調査計画（案）に記載の日程により実施することとし、詳細につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋孝眞委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願いたいと思います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。